

令和9年度
奨学生募集のしおり

日立市教育委員会

日立市は、市民の教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な生徒及び学生に対し、奨学金の貸付けを行っています。

令和9年度の大学(短期大学、専門職大学、専門職短期大学、専門学校(専修学校の専門課程)を含む。以下同じ。)や高等学校(高等専門学校、専修学校の高等課程を含む。以下同じ。)の奨学生を次の要項により募集しますので、要項をよく読んで、先生や家族のみなさんと相談して出願してください。

(注) 専修学校には、その入学資格によって高等課程、専門課程が置かれます。

- 1 高等課程……中学校卒業程度の方に対して、中学校教育の基礎の上に心身の発達に応じて教育を行う課程。これを置く学校は高等専修学校と称することができます。
- 2 専門課程……高等学校卒業程度の方に対して、高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程。これを置く学校は専門学校と称することができます。

「高等課程」及び「専門課程」は、機械の修理のほか、建設、医療、栄養の指導、保育、経理などに類する職業に必要な技術の教授を目的とする修業年限2年以上の高等課程及び専門課程で、文部科学省令で定めるものに限ります。

募 集 要 項

1 出願資格

高等学校に進学を希望し、学校の正規の課程を優秀な成績で修業できると認められる方、又は、大学に進学を希望し、大学の正規の課程を優秀な成績で修業できると認められる方で、次のいずれにもあてはまる方。

- (1) 本人又は保護者が1年以上日立市内に住んでいる。
- (2) 40歳未満である。
- (3) 修学上、学費を負担することが困難である。
- (4) 修学に耐え得る健康状態である。
- (5) 他に奨学金の貸付けを受けない(受けていない)。

※ 給付型奨学金(返還不要の奨学金)は、併給可能。

日本学生支援機構貸与奨学金(第一種)は、日立市の奨学金に比べ、借りられる金額が大きく、返還期間も長く設定されています。申込要件に合う場合は、日本学生支援機構のご利用もご検討ください。

2 募集人員

- (1) 高等学校奨学生…………… 6人程度
- (2) 大学奨学生…………… 45人程度

3 募集期間

令和8年5月22日（金）から7月9日（木）まで（郵送の場合は、当日消印有効）

※ 上記の締切日は、学校が市教育委員会に書類を提出する締切日です。希望者本人が学校へ提出する期限は、各学校が定めていますので注意してください。（本奨学金は、学校を通しての出願となります。提出書類等は、下記5「出願の手続」を参照してください。）

4 貸付金額

学校の種別		貸付金の種別	修学資金（月額）		入学準備金 （新入生のみ）
			自宅通学者	自宅外通学者	
高等学校・ 高等専門学校	国公立		13,000円	18,000円	30,000円以内
	私立		25,000円	30,000円	100,000円以内
大学・ 専門職大学	国公立		35,000円	41,000円	90,000円以内
	私立		44,000円	54,000円	250,000円以内
	国公立短期		35,000円	41,000円	90,000円以内
	私立短期		43,000円	50,000円	200,000円以内
専修学校	高等 課程	国公立	13,000円	18,000円	30,000円以内
		私立	25,000円	30,000円	100,000円以内
	専門 課程	国公立	35,000円	41,000円	90,000円以内
		私立	43,000円	50,000円	200,000円以内

- (1) 自宅通学者とは、家族など（その方の生計を主として維持するもの）と同居して通学する方、又はこれに準ずるものと認められる方をいいます。
- (2) 自宅外通学者とは、アパートで一人暮らしをする方など、上記（1）に規定する方以外の方をいいます。

5 出願の手続

次の書類をそろえ、在学又は卒業した学校の奨学金担当者（先生など）を通して出願してください。卒業生の方は学校に連絡をする前に、教育委員会に連絡をください。

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦調書（在学又は卒業学校長の推薦書）
- (3) 住民登録状況及び課税状況の確認に関する同意書

※ 本人・保護者・生計を同じくする家族（市内別居の家族を含む。）の住所や家計状況等を教育委員会が住民基本台帳及び税情報により確認するための同意書です。なお、同意書を提出できない場合は、「住民票謄本（世帯全員の住民票）」を提出してください。（同意書の提出にかかわらず、次の（4）にある家計支持者の収入を証明する書類の提出は必要です。）

※ 仕事や学校所在地の都合、入院、施設入所などのため市外に別居している家族がいる場合は、その方の住民票を提出してください。

- (4) 家計支持者（父母などの家計を支えている方全員）の収入を証明する書類

家計支持者と同居・別居（単身赴任等）に関わらず、同一生計の場合は、必ず家計支持者の収入に関する証明書が必要となります。下記の項目を確認し、該当する証明書等を全て提出してください。

なお、父母については、原則、収入がない場合も証明書（課税証明書）が必要ですが、収入が0の場合に限り、源泉徴収票等で家計支持者の扶養に入っていることを確認できれば、提出不要です。

ア 給与所得（給料・賃金・賞与・パート・アルバイトなど）の場合
令和7年分源泉徴収票の写し

イ 事業所得（自営業・農業・林業・漁業・家賃収入、利子収入など）の場合
令和8年度市県民税課税証明書（令和7年の所得金額分）

令和7年分の申告が済んでいる方は、市役所又は支所で交付を受けてください。申告が済んでいない方は、市役所市民税課で申告後、交付を受けてください。

ウ 各福祉事業手当（児童扶養手当、生活保護等）又は年金受給者がいる世帯の場合
該当する手当等の受給証明書の写し（直近の受給額（年額）がわかるもの）

- (5) 各種証明書等の写し（特別控除の対象世帯のみ）

世帯に学校に通っている方がいる場合や障害のある方がいる場合など、特別な事情がある場合は、世帯の収入から一定金額を控除（差引き）します（特別控除）。

下記の項目を参考に、特別な事情があることを証明する書類の写しを提出してください。

ア 世帯に学校に通っている方がいる場合 在学証明書又は学生証の写し

※ 公立小・中学校では、無料で在学証明書を発行しています。

イ 世帯に障害のある方がいる場合 身体障害者手帳等の写し

ウ 世帯に長期療養者がいる場合 入院にかかった費用の領収書等の写し

※ 特別控除の詳細は、奨学生推薦基準「特別控除額表」を御参考ください。

6 奨学生の選考、採用及び貸付け

8月上旬(予定)に面接を行い、8月下旬(予定)に開催する選考委員会において奨学生を選定します。また、貸付金額は、進学先決定後に確定します。所定の手続きが完了後、学校に入学する4月初旬に、初回の貸付けを行います。

選考は、家計・家庭環境・学力・人物・健康状態等に関して、奨学生推薦基準内であるかを判定するとともに、面接の結果を踏まえ、選考委員会において適格度の高い方から採用を決定します。なお、**面接を受けなかった場合は、選考されません。**

7 願書記入上の注意

願書は、選考上大切な資料です。下記をよく読んで、出願時現在の状態で、事実がよく分かるように、丁寧に記入してください。

なお、事実と異なる記載や、記載すべき事柄が書かれていないときは、選考から除外し、又は貸付けを開始している場合でも取り消すことがありますので注意してください。

- (1) 「氏名」は、必ず戸籍と同一のものを記入してください。
- (2) 「本籍、住所」等は、同一の場合でも、「同上」とせず、それぞれの欄に正確に記入してください。
- (3) 寮・下宿等、自宅以外からの通学を予定しており、自宅外月額貸与を希望する場合は、願書左上の欄に「自宅外希望」と赤字で記入してください。
- (4) 健康診断については、一年以内に学校での健康診断を受けていれば、改めて健康診断を受ける必要はありません。(空欄で結構です。)ただし、卒業生等で健康診断を受けていない場合は、健康診断を受け、医師に記入押印してもらってください。
- (5) 仕事や学校所在地の都合のほか、入院、施設入所などのために別居している家族も同一家族(世帯)とします。
- (6) 経済状況及び奨学金希望理由については、詳しく記入してください。
- (7) 所得については、家計支持者(父母などの家計を支えている方全員)の収入を正確に記入してください。
- (8) 特別控除の各欄に該当するものがある場合は、全てに○をつけてください(家計基準を満たすかどうかの所得算定の際に、一定額を収入から控除(差引き)します。)

- (9) 応募者が未成年であるときは、「連帯保証人」は原則として保護者とします。事情により保護者が連帯保証人となれない場合は、親権者が連帯保証人となります。なお、奨学生として選考されますと、連帯保証人のほかに、保証人（独立の生計を営む成人者）1人が必要となります。
- (10) 記載を誤った際は、二重取り消し線で抹消して、余白に記載してください。
提出する書類に修正液や修正テープ等を使用することはできません。

8 採用後の届出

採用後、本人の休学・退学や、保護者又は保証人の転居等があったときは、すぐに教育委員会総務課まで連絡してください。

また、毎学年末には、学業成績表を提出していただきます。

9 奨学金の返還

奨学金は、学校を卒業した年の翌年から10年以内に、月賦、半年賦（ボーナス払い）、年賦などの方法で返還していただきます（返還金滞納の場合を除き、無利子です）。

なお、専門学校、大学、大学院等の上級学校へ進学する場合、重い病気にかかった場合、災害にあった場合は、返還開始時期を5年以内に限り猶予することができます。

〔返還の例〕

私立高等学校奨学生（自宅通学者）で、入学準備金及び修学資金を借用し、卒業後10年間で月賦により返還する場合。

- ① 借用金額
- | | | |
|---------|------|-------------------------------------|
| 入学準備金 | 修学資金 | |
| 100,000 | + | (25,000×12月×3年) = <u>1,000,000円</u> |
- ② 返還月額
- | | | |
|-----------|---|---------------------------------------|
| 1,000,000 | ÷ | (12月×10年) ≒ 8,333円 (約 <u>8,400円</u>) |
|-----------|---|---------------------------------------|

10 問合せ先

- (1) 各学校の奨学金担当
- (2) 日立市教育委員会総務課 計画財務係
〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号
電話 050-5528-5121

